

火災ごみの搬入に関するお願い

富田林市役所衛生課

0721-25-1000

内線 144～146

◎火災に伴う受入対象 個人住宅

◎火災に伴う減免処理

必要書類

消防署発行の「火災（事故）による焼損物の処分証明書」原本

搬入期限

火災発生日より3ヶ月（特別な理由がある場合は別途相談）

◎清掃工場受入基準

搬入できるごみ燃えるごみ・粗大ごみ（柱等含む）

①搬入車両は4t車以下の車両。

②鎮火後、中一日置いて搬入すること。（焼却場内二次火災防止のため）

③搬入は土・日・祝日は搬入できません。

④ごみを分けて搬入して下さい。（燃えるごみ・粗大ごみ）

⑤家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）は搬入できません。

⑥処理できないごみは絶対搬入しないで下さい。（詳しくは環境衛生課へ）

基礎及び瓦等燃えない物については解体業者で処理を依頼して下さい。

※上記⑤については、火災により焼損等が認められる場合はその限りでない。

◎柱・材木の大きさと投入するピット

| 柱・木材の大きさ | 投入ピット |
|----------------------|----------|
| 直径15cmまで、長さ50cm程度以下 | 燃えるごみピット |
| 直径15cm～25cm、長さ1.5m以下 | 粗大ごみピット |

※上記寸法より大きい場合は、規程の寸法以下にすること。

直径25cm以上の柱・木材は搬入できません。

◎庭木等、生木については別途協議